

指摘事項

居宅療養管理指導

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書に記載すべき内容が不足している。（条例第97条で準用する第8条、予防条例第73条で準用する第8条）

居宅療養管理指導において重要事項説明書に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①運営規程の概要
- ②居宅療養管理指導従業者の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制 等

※定期的に重要事項説明書の記載内容を確認し、最新の情報に更新してください。

☆運営規程

■運営規程に記載すべき事項が不足している。（条例第95条第1項、予防条例第71条）

居宅療養管理指導において運営規程に記載が必要な事項は、以下のとおり。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施事業
- ⑥虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年4月1日より義務化）
- ⑦その他運営に関する重要事項

☆勤務体制の確保①

■勤務表について、必要事項が記載されていない（条例第97条で準用する第31条第1項、予防条例第73条で準用する第52条の2第1項）

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

☆勤務体制の確保②

■職場におけるハラスメント防止のための措置が講じられていない。
(条例第97条で準用する第31条第4項、予防条例第73条で準用する第52条の2第4項)

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。また、相談のための窓口を従業員に周知すること。

☆衛生管理

■事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置が講じられていない。（条例第97条で準用する第32条第3項、予防条例第73条で準用する第27条第3項）

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施し、その記録を残すこと。

☆秘密保持

■従業員に対する秘密保持の誓約書が確認できなかった。（条例第97条で準用する第34条第1項、第2項、予防条例第73条で準用する第29条第1項、第2項）

従業員が在職中及び退職後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。